

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所  氏名 (年令)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
内共第12号共同漁業権 管理協議会	

注意事項	
1.	
2.	
3.	

別記様式2号

漁場監視員証

表

裏

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	(年令)
有効期間	
発行者	
内共第12号共同漁業権 管理協議会	

注意事項	
1.	
2.	
3.	

千丁漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が昭和漁業協同組合及び鏡町漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい・ふな・うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項

を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の統数の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ、遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
こい漁業	手釣・竿釣・投網・徒	制限なし	内共第12号漁場	1月1日より12
ふな漁業	網・うぎ・たも網			月31日迄
うなぎ漁業	手釣・竿釣	制限なし	〃	〃

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具の規模又は大きさ
こい漁業	投網・網目2cm未満のもの
ふな漁業	
うなぎ漁業	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
こい	手釣・徒歩	日	300円	
		年	3,500円	
ふな	竿釣	日	600円	
うなぎ		船使用		

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
こい	徒網	年	2,000円	
ふな	投網(船・浮・台)	年	3,500円	
うなぎ		うぎ、たも網	臨時	1,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁の場所において漁場監視人に納付することができる。

住所	熊本県八代郡鏡町野崎1番割1028-2	鏡町漁業協同組合事務所
	熊本県八代市昭和明徴町837番地	昭和漁業協同組合事務所
	熊本県八代郡千丁町古閑出2975-8	千丁漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員で

あることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表	裏						
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">No.</div> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 80%;">住所</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(年令)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 内共第12号共同漁業権 管理協議会</p>	遊 漁 者	住所			氏名	(年令)	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.</li> <li>2.</li> <li>3.</li> </ol>
遊 漁 者	住所						
	氏名	(年令)					

別記様式第2号

漁場監視員証

表	裏				
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">No.</div> <p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">住所</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(年令)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> </table> <p>有効期間 発行者 内共第12号共同漁業権 管理協議会</p>	住所	(年令)	氏名		<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.</li> <li>2.</li> <li>3.</li> </ol>
住所	(年令)				
氏名					

千丁漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千丁漁業協同組合が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。